

第 4 8 7 回（定例）福崎町議会会議録

令和元年 1 2 月 9 日（月）
午前 9 時 3 0 分 開 会

1. 令和元年 1 2 月 9 日、第 4 8 7 回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 1 4 名

1 番	河 嶋 重一郎	8 番	竹 本 繁 夫
2 番	松 岡 秀 人	9 番	柴 田 幹 夫
3 番	三 輪 一 朝	1 0 番	富 田 昭 市
4 番	山 口 純	1 1 番	高 井 國 年
5 番	小 林 博	1 2 番	城 谷 英 之
6 番	石 野 光 市	1 3 番	前 川 裕 量
7 番	木 村 いづみ	1 4 番	北 山 孝 彦

1. 欠席議員（な し）

1. 事務局より出席した職員

事 務 局 長 岩 木 秀 人 主 査 塩 見 浩 幸

1. 説明のため出席した職員

町 長	尾 崎 吉 晴	副 町 長	近 藤 博 之
教 育 長	高 寄 十 郎	公 営 企 業 管 理 者	福 永 聡
技 監	吉 栖 雅 人	会 計 管 理 者	小 幡 伸 一
総 務 課 長	山 下 健 介	企 画 財 政 課 長	吉 田 利 彦
税 務 課 長	尾 崎 俊 也	地 域 振 興 課 長	松 田 清 彦
住 民 生 活 課 長	谷 岡 周 和	健 康 福 祉 課 長	三 木 雅 人
農 林 振 興 課 長	松 岡 伸 泰	ま ち づ く り 課 長	山 下 勝 功
上 下 水 道 課 長	成 田 邦 造	学 校 教 育 課 長	大 塚 謙 一
社 会 教 育 課 長	大 塚 久 典		

1. 議事日程

第 1 閉会中の所管事務調査報告
第 2 質疑
第 3 討論・採決
第 4 委員会付託

1. 本日の会議に付した事件

第 1 閉会中の所管事務調査報告
第 2 質疑
第 3 討論・採決
第 4 委員会付託

1. 開会及び開議

議 長 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は14名でございます。

定足数に達しております。

先ほど、議会運営委員会を開いて検討をお願いし、会期日程について、本日皆様のお手元に配付しておりますとおり、ごみ処理計画検討特別委員会を12日から17日に変更していますので、ご報告します

それでは、これより本日の日程に入ります。

日程第1 閉会中の所管事務調査報告

議長 日程第1は、閉会中の所管事務調査報告であります。

各委員会の活動について、委員長に報告を求めます。

総務文教常任委員会、山口委員長。

山口総務文教 皆様、おはようございます。

常任委員長 総務文教常任委員会から、議会閉会中の所管事務調査について報告いたします。

委員会は、去る10月23日と11月26日の2回開き、11月14日、15日には福岡県筑前町、福岡県嘉麻市に行政視察を行いました。

まず、委員会では、所管の担当課から報告を受け、委員会としての所管事務の調査を行いました。

調査の結果につきましては、配付されております委員会調査報告書のとおりですが、補足すべき点を簡単に報告いたします。

10月23日の委員会です。

総務課からは、令和2年4月採用の正規職員の1次試験の受験結果の報告があり、一般行政職では採用予定者2名に対し、1次試験合格者は10名で、2次試験の案内を送付済みとのことです。また、保育教諭については、採用予定者数2名に対し、1次試験合格者は2名で、こちらへも2次試験の案内を送付済みとのことです。

また、台風19号の災害に係る義援金の募集について報告があり、福崎町も被災者への義援金の募集を初め、町有施設9カ所に義援金箱を設置したとのことです。義援金募集期間は12月27日までで、頂戴した義援金は日本赤十字社を通じて被災者に送る予定とのことです。

委員から、義援金以外の品物などの支援について質疑があり、「今まで東北の震災のときは遠野市へ物資を運んだ経緯がございます。そのような要望があれば考えておるんですが、今のところ各種団体からの要望は聞いておりません。」との答弁に対し、「何も要望があつてからするんじゃないくて、自主的に取り組むことが大事かと思うが。」との問いに、「実際に現地で物資がないということで困っているところもあるというふうには聞いております。近隣市町の状況を見きわめながら、対応は考えていきたいと思っております。」との答弁がありました。

企画財政課からは、ふるさと応援寄附金についての報告があり、令和元年度9月末において319件で888万1,840円で、平成30年度と比べると125件311万1,458円増えたとのことです。福崎町では県内で地場産品基準の地域資源として認定されたもので、兵庫五国飲みくらべセットについては9月13日より返礼品として取り扱い中、但馬牛のセット、兵庫県北産コシヒカリ、兵庫県南産きぬむすめについては10月末日までには返礼品として取り扱えるように事務を進めているとの説明を受けました。さらに、平成29年11月末日で

取り扱いをやめていたパター・ゴルフ用品について、平成31年1月24日の税制改正の説明資料内容を庁議で検討した結果、10月後半には再度取り扱うとの説明を受けました。

委員から、寄附金控除額についての質疑があり、「30年度分は1,613万円。」との答弁があり、「今後、そのような数字がわかるようであれば、資料の中に入れてもらいたい。」との問いには、「最終的に翌年度になってからあらわれるので、途中経過のところを出すというのは非常に困難ですので、最後の決算の折には出ささせていただきたいと思います。」との答弁がありました。

出納室からは、9月末現在の歳入歳出計算書についての報告と、町有物品、自動車の売り払いに係る一般競争入札の結果についての報告を受けました。

委員から、「自動車のリースと福崎町所有の比率はどれくらいか。」との問いに、「リース車両ということはないんですが、基本的には全て町で購入をしておりますが、電気自動車が2台、貸与されておる物件があります。残りは全て町の所有です。」との答弁に、委員から「今後、下取りよりも公売にかけようがいいのではないかな。」という趣旨の問いに対し、町長から「基本的には公売で、できない理由があるなら公売しないといった方向で進めていったらいいのではないかな。」と原則公売で進めていくとの答弁がありました。

税務課からは、令和元年度町税等の徴収実績について、各税目とも現年度分は徴収率がアップしているが、現時点の数値としては前年度とほとんど差異がないなどの報告を受けました。

学校教育課からは、令和元年度通学路交通危険箇所改善要望について、福崎小学校から5カ所、高岡小学校から3カ所、田原小学校から5カ所、八千種小学校から5カ所、福崎西中学校から2カ所、福崎東中学校から5カ所の改善要望があったとのことです。

次に、福崎小学校北校舎の改良事業に係る実施設計業務委託について、福崎小学校と個別協議を行っている状況で、進捗率は10月15日現在で60%であるとの報告を受けました。

次に、学校給食への異物混入の報告があり、9月に1件、10月に1件の合計2件ありましたが、いずれも健康被害はなかったということです。今後の対策として、調理員によって習熟度が異なり、作業に差があることが判明。調理従業者全員にマニュアルを徹底し、再発防止に努めるとの報告がありました。

社会教育課からは、第7回柳田國男ふるさと賞について、今年度の作品は小・中学校から合計76点が出品され、福崎町子どもふるさと展で展示するとの報告を受けました。ほかに、日本民俗学会研究奨励賞（福崎町賞）について、本年度は国立診療所菊池恵楓園社会交流会館学芸員、原田寿真さんに授与したとの報告を受けました。原田さんには来年度に講演会をお願いしているとのことです。

続いて、11月26日の委員会です。

総務課からは、令和元年度区長会要望に対する回答について報告があり、7月に出された区長会要望に10月28日の区長会総会にて回答書を町長から区長会長へ手渡したとのことです。

企画財政課からは、福崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略について、現在、ワーキンググループ・推進本部会議等を経て、11月29日の推進会議において案等の説明をするとのことで、その後、議会議員全体にも説明を行うとの報告を受けました。

出納室からは、令和元年度10月末現在の歳入歳出計算書についての報告があり、一般会計と特別会計を合わせた予算総額130億6,190万円に対し、支

出累計額は61億9,158万1,328円で、対予算支出比率は47.4%、歳入歳出差引額が10月末で9,081万9,136円となり、今後の資金不足が見込まれたので、10月25日より財政調整基金から6億円の繰り替え運用を行っているとの説明を受けました。

税務課からは、「コンビニ収納の開始とそれに伴い集合税10期割を単税4期割に改めることについて、近年、納税環境の整備の一環としてコンビニエンスストアから納税できるようにする自治体が増えており、現在では県下41市町中、福崎町を含む4町のみが未整備という状況です。仕事の関係などから平日の昼間に納税することが困難な納税者などから導入を要望する声が多くあります。また、滞納者の納期内納税ができない言いわけとして転嫁されることもよくあります。」との説明に続き、「福崎町が古くから独自で行ってきた三税の集合10期割の方法では情報量が多過ぎて、コンビニ収納用の納付書のバーコードに入り切らないため、対応ができないということで、ほかの自治体と同じように三税それぞれ単独で別々に納税をしてもらうことが必要になります。また、同時に現在の10期割の納期をほかのほとんどの自治体が採用している地方税法の定めのとおり4期割で納税していただくようになります。各種の手続を経た後、十分な周知期間をとった上で令和3年度分の町税から新しい方法での納税をお願いする予定です。」との報告がありました。

学校教育課からは、高岡小学校複式学級について、「連続する2つの学年で児童生徒数が14人以下の場合は複式学級となる。ただし、小学校1年生を含む場合は、1、2年生で8人以下の場合が複式学級となる。」との説明に続き、「令和2年度になると、2年生と3年生で12人となり、14人以下ですので、複式学級となる。」との報告がありました。

社会教育課からは、ウインタースクールについて、「学校支援活動の一つとして実施。中学校3年生を対象に高校受験対策として取り組んでおり、10月19日から3月7日までの土曜日で計画している。東中はサルビア会館で6回、西中は文化センターで6回、合同の補習は4回行い、それぞれ10回受講できることとなっている。」とのことです。

次に、主な行事予定では、小・中学生が作成した自由研究の成果を福崎町子ども科学展として図書館メディアルームで12月8日から12月23日の間、開催されるとのことで、各部門の最優秀の児童生徒に吉識雅夫科学賞を授与するなどの報告がありました。

最後に、総務文教常任委員会が11月14日、15日に福岡県筑前町と福岡県嘉麻市へ行政視察をしましたので、概要について説明いたします。

筑前町では、教育の取り組みについて、これまでの教育施策の問題点を洗い出し一冊にまとめた学校教育推進2019というリーフレットを作成し、教育体系をわかりやすく7つの大項目で示し、それぞれの教育の推進と充実を図っておられました。英語教育の取り組みでは、5名のALTを各学校に配置し、小学校外国語活動及び中学校英語学習の充実を目指しているとのことです。全中学生を対象に、さまざまな国の人と英語でのコミュニケーション活動を行うことで、話す、聞くことへの意欲を高め、英語力向上への素地を育むことを目的に立命館アジア太平洋大学の留学生及び学生との交流、中学生イングリッシュワークショップin筑前を開催し、英語によるコミュニケーション能力の向上を目指しているとのことでした。

このほか、中学校または高等学校の教育免許を有し、学校等での指導経験があるなど、高度な専門性、指導力及び豊富な経験を有する民間教育団体に授業の一

部を委託して、中学校アフタースクールを開催されています。指導教科は数学と英語で、基礎講座と活用講座をそれぞれ週2日、各中学校の教室で2時間程度開催しているとのことでした。

続いて、嘉麻市ではペーパーレス化、タブレット化の取り組みについてです。平成25年10月にペーパーレス化を実施した先進地を視察し、議会運営委員会と各常任委員会でペーパーレス化の協議を実施、集約し、翌年の平成26年3月に専門部会を設置、協議を重ね、同じ年の9月の定例会より紙とタブレット端末の並行運用を開始されたとのことでした。同時にタブレット端末の使用説明会を重ね、平成27年6月定例会からはタブレット端末の本格稼働を開始されました。議会の議案書、議案資料のみならず議会事務局からの通知資料の受け取りも可能で、データとしての資料携行もかさばらずに容易にでき、さらに資料の検索も迅速に行うことが可能だと説明を受けました。経費削減の面では、紙資料を作成するための用紙代やコピー費用、インク代の節約、議案資料の作成経費の大部分を削減可能で、労務削減も期待できるとのことでした。嘉麻市さんの説明で最も印象に残った言葉は、「議会初日の提案説明には、タブレット端末1枚持ってくれば済む。」でした。タブレット端末の中にあの分厚くて重い議案書や資料が入っているからです。個人的な意見で恐縮ではありますが、ぜひ福崎町のよりよい町政を実現させるためにもこれは導入すべきだとの感想を持った次第であります。

以上で、議会閉会中の総務文教常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

議長 長次、民生まちづくり常任委員会、小林委員長。

小林民生まちづくり 民生まちづくり常任委員会の閉会中の報告をさせていただきます。

常任委員長 委員会は10月24日、11月27日に会議を開催いたしました。内容は、報告書に記載のとおりでございます。

項目的に幾つか拾い出してみたいと思いますので、報告書のほう、また資料をご参照いただければと思います。

10月24日の委員会では、公害防止協定に基づく2件の協議があり、委員会は了承することといたしました。関係各課から工事関係の進捗状況の報告を受けました。町営住宅駅前団地建替工事、川すそ雨水幹線工事の現場視察を行いました。

健康福祉課からは、文珠荘の飲食料金の変更、子宮がん検診における検体処理の不具合についての対応についての報告がありました。

地域振興課からは、大庄屋三木家及び福崎町辻川界限歴史・文化館の宿泊業務を行う会社が決定していつておるということについての報告がありました。

農林振興課からは、地縁者住宅等に関する農地の取得条件の緩和について示されました。

まちづくり課からは、町事業のほか県事業についての報告。上下水道課からは、理水化学株式会社からの訴訟の状況報告などがありました。

11月27日の委員会では、公害防止協定に基づく協議は6件で、委員会はいずれも了承することといたしました。なお、公害防止協定の趣旨を理解してもらうように要請をいたしました。福崎工業団地9号地に姫路メタリコン株式会社が進出されるので、親会社の株式会社松本製作所の現地視察を行い、協議の結果、了承することといたしました。

各課からの報告事項は報告書に記載のとおりであります。工事などの進捗状況のほか、住民生活課からは、自然歩道を歩こう大会は1,503名の参加があったとのことあります。

健康福祉課からは、特定健診の実施状況の報告。地域振興課からは、株式会社もちむぎ食品センターの事業報告。まちづくり課からは、橋梁工事などでの通行規制について。上下水道課からは、水道施設運転管理について委託したいとの報告がありました。農林振興課からは、アケボノ企画との訴訟経過等々の報告があり、それぞれ質疑や意見が述べられました。

なお、重要な政策変更については、事前審議にならない程度で議会側も研究できる時間が欲しいと思います。

以上です。

委員会の行政視察の報告をいたします。

10月17日及び18日、委員会は行政視察を行いました。目的及び視察先は次のとおりであります。造形物による地域振興について、愛媛県鬼北町、観光施策と指定管理について、大洲市を訪問いたしました。

鬼北町は、全国でただ一つ鬼の字のつく自治体であることから、平成25年度より鬼によるまちづくりに取り組んでおられます。最初の取り組みとして身長5メートルの鬼のモニュメント、鬼王丸、柚鬼媛を道の駅に設置。以後、住民を巻き込んだ形で鬼を生かしたさまざまな取り組みを展開しております。今年で4回目の鬼の造形大賞は全国からの応募があり、約180体の造形物が集まり、鬼の館の建設を進めているということでもあります。最初は、税金を鬼のモニュメントに使うことに批判が殺到したが、道の駅の客数、売上高の増加、ふるさと納税も大幅に増えてきたことから住民の理解と参加が深まってきたとのこと。先頭に立つ役場も職員145名中91名が協力隊員としての体制を整えておるとのことです。妖怪によるまちおこしの福崎町にも大いに関心があり、情報交換の場ともなりました。

大洲市は、伊予の小京都とも呼ばれるまちであります。観光施設を指定管理にした取り組みが進められており、指定管理者としてキタ・マネジメントが指定をされております。観光案内所、まちの駅あさもや、おおず赤煉瓦館などの現地視察も行いました。宿泊料金が1泊3万ないし3万5,000円の設定で、4割の稼働率で計算もされたりしております。今後のこのまちの施策の推移に注目したいところでもございます。詳細は資料をごらんいただきたいと思います。

以上、報告といたします。

議長 次、議会広報常任委員会、石野委員長。

石野議会広報 議会広報常任委員会から、調査報告を行います。

常任委員長 議会だより第152号の編集について、9月27日、10月4日、10月21日、10月28日、10月30日を用いて議会だより152号の内容について編集を行いました。議会だより150号からフォントをゴシック体ということで統一をしております。ゴシック体は文字の画数が多いと読みにくい傾向があり、太字にするとさらに読みにくいということから、少しでも読みやすいようにその字体と太さについて検討し、改善を図りました。

続いて、11月6日に京都府与謝野町議会の議会広報特別委員会の視察を行いました。与謝野町議会の議会だよりは、議事や質問などの内容がわかりやすく要約された文章で、的確な見出しをつけられていることから、平成29年度に町村議会広報全国コンクールの言語文章部門で奨励賞を受賞されているというものであります。この委員会では、広報の委員の方の中で写真撮影にたけている人、また編集作業ではインデザインソフトという専用ソフトで委員がレイアウト編集をして、そういう形で編集作業も進められている。こうしたことから印刷業者に支払う費用も低減の効果があるということでもあります。一方で、そうした技術にた

けた人が、委員の中で構成が変わっていなくなれば、そうしたことについての懸念もあるということでありました。当町としても生かせるべき内容についてはさまざまな工夫は進めていきたいというふうに考えているところでありました。

以上です。

議長 次、議会運営委員会、富田委員長。

富田議会 議会運営委員会より、閉会中の所管事務調査を報告いたします。

運営委員長 調査は、10月4日、11月29日、2回開会いたしました。

協議事項につきましては、10月4日では、第486回9月定例会の反省と課題の検討について、2点目に政務活動費にかわる制度について、3点目には全員協議会における組合議会の報告についてであります。

初めに、10月4日の委員会の協議事項につきましては、第486回9月定例会の反省と課題の検討について、決算月であり、委員会に付託され、委員らが質疑があった件につきまして、答えが出ているわけでありながら、回答するのが当然なんです、少しもたついているところがあり、一時騒然とした場面があり、担当課の事前調査と責任ある回答を求めるものであり、今後、委員会の運営についてお互いに努力していくよう確認しました。

2点目には、政務活動費にかわる制度について協議しまして、令和2年度の制度化に向けた事務手続を進めていくことを確認しました。

3点目に、全員協議会における組合議会の報告について協議しまして、あらかじめ議長に相談した上で特に必要なものだけ報告するように決定しました。

次に、11月29日の協議事項につきましては、第487回12月定例会の運営について協議しまして、会期は12月6日金曜から12月19日木曜までの14日間とすることを確認しました。なお、開会中のごみ処理計画検討委員会については、同日の9時30分に開催される福崎駅周辺整備特別委員会の会議進捗状況にかかわらず、午後1時から開催することを確認しました。これ、当時ですね。

2点目に、議員派遣について協議しまして、本会議において決定することを確認しました。

また、3点目には陳情書の取り扱いについて協議しまして、陳情書については議場配付とすることに決定しました。

また、継続審査としていた議会会議録印刷冊子の議案添付について協議しまして、議案添付については実施しないことを決定しました。

次に、継続審査としていた議会調査研究事業について、議員1人当たりの年間支給限度額及び用途基準案について協議しまして、令和2年度の制度化に向け、引き続き継続して審議を進めていくことに決定しました。

次に、沖縄県首里城火災への義援金の募集について協議しまして、議員から義援金を募り、福崎町議会として支援することを決定しました。

次に、全員協議会の開催及び協議事項について協議しまして、全員協議会は12月6日金曜日、本会議終了後に開催することを決定しました。

次に、議会運営委員会は令和2年1月8日水曜日に開催することを決定しました。

以上、議会運営委員会からの調査報告といたします。

議長 次、ごみ処理計画検討特別委員会、前川委員長。

前川ごみ処理計画 ごみ処理計画検討特別委員会から閉会中に行いました所管事務調査報告を行

検討特別委員会 います。

調査は9月27日に行いました。

調査事項としましては、神崎郡ごみ処理施設建設に係る説明会等における主な意見書の一部の訂正についてであります。内容としては、板坂地区より意見書の訂正が申し出されておりました。委員からは、よく住民の声を聞いていただきたい、また住民に丁寧な説明を行っていただきたいとの意見がございました。

以上で、ごみ処理計画検討特別委員会の報告を終わります。

議長 以上で、各委員会からの閉会中の所管事務調査の報告を終わります。

日程第2 質疑

議長 日程第2は、議案に対する質疑であります。

議案番号順に進めてまいります。議案によっては複数で質疑を受ける場合もございますので、あらかじめご了承ください。

なお、議案第74号、第75号及び意見書案第3号につきましては、本日全ての議案に対する質疑を終了した時点でお諮りし、即決したいと思っておりますので、あらかじめご了承ください。

それでは、報告第13号、議会の委任による専決処分報告について（損害賠償の額を定め和解すること）について、質疑はありませんか。

6番 残念な事案ではありますが、相手方は停車というふうになっておりますけれども、きちんと駐車をしている状態ではないと。移動のさなかの一次的な停車であったのかなと思うんですけれども、とにもかくにも過失割合というんでしょうか、そういうことについてはどうだったんでしょうか。

総務課長 動かされていて、停車はされていまして、停車したところへうちこの職員の車が当たったということで、うちとこが100対0の過失割合でございます。

6番 駐車場によっては、駐車するときの車の向きというのを指定されている場合はあるんですけれども、この場合は前向き駐車というふうな形の駐車が指定されておったのでしょうか。

総務課長 以前に議員さんのほうから職員が駐車場のほうへ駐車するときにはバックで駐車すると事故になる確率が減りますよというような意見もいただいております。それを参考に掲示板等で職員には周知しておったつもりですが、今回それを守ってくれていなかったというのも一つの事故の原因になっているかというふうには思っております。特に指定はされていなかったということでもあります。

1 2番 今、質問をしようと思ったら先に答弁があったんですけども、一般の自動車運送業者では運行管理者、そして行政では安全運転管理者ということで1名、もしくは福崎町では副を入れて2名ですか、そのような答弁が以前あったと思うんですけど、その中で物損事故に関しては30%から40%が、このバックでの車両事故ということなんです。私もその運行管理者は持っているんですけども、その中で昔、仕事をしていた中で、やっぱりバックでの事故が非常に多かったんですよ。その事故をやっぱり減らそうと思って、そういう会議で必ず駐車場に入るときはバック駐車とめてくださいよということで、すごく減少したんです。だから、私が思うには、どうしても次の仕事とか、早く帰りたいとか、そういう気持ちがあったら、後ろも見ないでやっぱりぱっと出てしまうことが多いんで、やっぱりこれはちょっと徹底していただいて、お願いしたいんですけどね。その辺、答弁お願いします。

総務課長 この事故を受けまして、再度職員にバックで駐車するようには啓発をしておりますが、今、議員さん言われましたように、継続的にこういったことは職員に

定期的に徹底していきたいというふうに思います。

1 2 番 昼間、ほとんど私、行政の車を見ていまして、やっぱりバックできちっととめてあるんですよ。だから、やっぱり通達しとつても漏れているというところもあるんで、再度、1年に1回とか、そういうような紙を車に張るとか、そういうようなことをお願いしたいです。

それと、やっぱりこういう物損事故ですけども、増えてきたら人身とか、バックしよって後ろに子どもがいたり、大きい事故へつながるんでね。こういう小さい事故言うたら失礼に当たるんかもしれませんけども、こういうのが積み重なっていったら、やっぱり死亡事故とかそういうとこへつながるので、その辺だけよろしくお願いします。

以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結します。

次に、報告第14号、議会の委任による専決処分の報告について(町営住宅駅前団地建替工事)について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第74号、人権擁護委員の推薦について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第75号、人権擁護委員の推薦について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第76号、くれさか環境事務組合規約の一部変更について、質疑はありませんか。

3 番 こちらの新旧の変更があるわけなんですけど、本町にかかわります財政的な影響につきまして答弁をお願いいたします。

住民生活課長 規約の変更によりまして、事務局費のほうが増になります。令和元年度の予算で積算いたしますと、事務局費が約240万円ほど増ということになります。

それから、処理費のほうは今度、全体的に割合としては減ってくるということで、900万円ぐらいの減ということになりまして、差し引き660万程度の減というような試算ではございます。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第77号、中播農業共済事務組合の解散について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結します。

次に、議案第78号、中播農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第79号、中播農業共済事務組合規約の一部変更について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第80号、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第81号、中播公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第82号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結します。
次に、議案第83号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第84号、福崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第85号、福崎町非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第86号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第87号、福崎町監査委員に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第88号、使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について、質疑はありませんか。

6 番 各施設で冷暖房を使用した場合は基本料金の3割を別に加算するというふうにあります。資料の10ページ、福崎町農林業体験実習館の関係では、冷暖房機使用の場合の料金加算廃止というふうには、この施設に限ってこういうふうには今まで取っていただけども、それをやめるということであります。私は従来、そういう加算を行っていなかった施設で3割増しということについては、やはり文化振興でありますとか、住民の一層のそうした機会の提供を、施設をそういう形で使いやすい方向で今まで福崎町が取り組んできたことについて評価をしております、農林業体験実習館では今まで加算してきたのを廃止すると、やめるということで、

積極的にこれは評価できるんですけども、他の施設では一斉に3割増しで取っていくんだというふうなことについては、使用者が料金加算するから冷房を手控えようとかいうことになっては、大変これ熱中症とか不安も出てきます。こうしたことについて、3割増しというのは他の自治体の例も参考にされたのかとは思いますが、他のそうした根拠についてお示しいただきたい。

企画財政課長 全ての施設で3割を負担していただくわけではございません。比較的大きなエルデホールのメインホール、イベントホール、また文化センターの小会議室などでありまして、ほかのものは電気代を徴収しないこととなっております。徴収するところにつきましても、他市町の現状を見ますと50%加算、30%加算のところはほとんどを占めております。また、明石市や西脇市のように1時間当たりの実費を徴収しているところもありまして、妥当な線だとは思っております。

6 番 その一方で、農林業体験実習館では、やはり利用の促進ということを狙いとして廃止されたのかなと思うんですけども、この辺についてはいかがなんでしょうか。

副 町 長 この冷暖房費を別途加算する基準といたしまして、おおむね100平米以上の部屋、そこを対象として3割加算という形でしておりまして、たまたま春日ふれあい会館につきましては、100平米を割っておったということで、このたび逆に廃止をしたというところがございます。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

3 番 資料の1ページ、右側でございます。下のほうに(6)激変緩和措置とあります。その3行目に近隣市町との均衡を考慮して云々という、その中で、余りにも乖離のあるものという説明があるんですが、この余りにも乖離があるものとは、どのような程度なのか、具体的に例がございましたら説明をお願いしたいと思います。

総 務 課 長 実際、今回の改正で1.5倍以上上げたところもございます。1つは、体育館のトレーニングルーム室です。半日で100円としておりましたが、近隣市町と比較しても非常に安過ぎるというようなところで、1時間単位に改正をいたしております。

それから野外センターのテントサイト、これも一区画200円としておったんですが、これも近隣の市町に比べますと余りにも安過ぎるということで、一区画1,000円という形に改めております。

以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

5 番 国のほうでも医療費とか介護保険制度とかさまざまな施策の改定で、国民に負担を求めるときには、必ず使う言葉が持続可能なという言葉なんです。ここでも、福崎町でもこんな言葉が使われ始めました。持続可能なというふうな言葉を使うということ自体が私はおかしいと思うんです。行政の目的は、地方自治の目的は住民の福祉の増進に寄与するということであって、そのために税金をもらっておるわけでありまして、持続可能な施策のために別途料金をもらい、それを引き上げるんだというふうなこと自体が考え方として、地方自治体にあるべき姿についてどう捉えておるのかという、基本理念の問題だと思うんです。その点について町長はどのようにお考えですか。私は間違っていると思うんです。

町 長 議案第88号資料の1ページをごらんになっていただきたいと思います。

この使用料、手数料の見直しの趣旨なんですけれども、私はこの下線部分を一番重視させていただいて、このたびの使用料、手数料の見直しをしてほしいということ副町長以下をお願いをさせていただきました。このたびの見直しにつき

ましては、消費税の改正をきっかけにはしておるんですけども、やはりここに書いておりますように使用料の適正化と負担の公平性といったことをきちっとこのたびに見直していきたいという思いで見直しをさせていただきました。

福崎町といたしましては、私の知る限りにおきましては、こういった考え方に基づいて使用料の見直しということはしてこなかったのではなかったかなというように思っております。ここに書いております物価や所要経費の変動等に対応した適正な受益者負担をしていただきたいということであります。また、今の現状を検証して、使用料等の適正化と負担の公平性を確保していきたいと、こういった思いで見直しをしていただくように指示をさせていただきました。

方針につきましては、それぞれ資料の2の(1)に書いておりますように原価による料金算定方法を明確化する。そして(2)受益者と行政の負担割合をきちっとやっていく。そして(5)にありますように、料金の調整、福崎町内の類似施設ごとにやはり料金がばらばらであってははいけませんので、その辺の調整も行う。また、近隣市町との均衡も考えていくということで、こういった方針に基づいてさせていただきました。

また、私は他市町と比較いたしましても福崎町のサービスが劣ることのないように、また料金の面におきましても妥当な料金になるように配慮させていただいて、そして町民の皆様喜んでいただける施設となるように考えて、今回、このような提案をさせていただいておるものでございます。

5 番 私は、まず地方自治体の目的というものが何であるかということを知っておるわけですから。株式会社じゃないんですから。利益を上げることが目的にしておる団体じゃないんですからね。地方自治体の使命は、地方自治法にいう住民の福祉の向上ですよ。そのために住民は税金を負担して、そうして住民が生まれてから亡くなるまでの一生の住民の生活にかかわることをやっているわけです。そのために税金を納めておるわけですから、その目的の達成のために必要な事業を、このような株式会社のような考え方のごとき方針を示されるとするのは、基本的な考え方を示されるとするのは、私はおかしいというふうに思うんです。地方自治の目的に対して、町長の考え方は間違っておるんじゃないかと思うんです。どこかの会社の営利を上げる会社の社長にでもなったおつもりですか。

町 長 私はそのようなつもりは全くございません。住民の皆様からいただいた税金を公平公正に使っていきたいという思いの中で、適正な、妥当な料金をいただきたいと。この使用料につきましては、この施設を利用させていただいた方に応分の負担をしていただくとするものであります。それだったら無料でいいのかといえれば、そうではないと思います。やはり適正な料金をいただいて、使っていない住民の皆さんにもこの金額は妥当だと言ってもらえるような、やはり適正な料金で運営をさせていただきたいという思いで今回の提案をさせていただいているものでございます。

5 番 受益者負担の原則ということで、古くからそんな言葉をちょこちょこ使われたりもしております。全ての住民が利用するものではないので、そこに特別のサービスをするとすることは不公平が生じるから受益者負担をもらうんだという、そんなことはこの議会でも何回か当局側から聞いたことがあるんですが、それでは全ての住民が、2万人近い福崎町の住民が全てが使う施設とは、一体どこにあるんですか。それは何ですか。

企画財政課長 全てが使われる公共施設のサービスといえば道路、公園、また全てではないですけども図書館といったものはそれに該当いたします。

5 番 図書館も公園も2万人近い住民の全てがその施設を利用しますか。どの施設も

広く住民に対して解放してあって、全ての住民の皆さんに使ってほしいという、そういうことだと思うんです。ですから、人が福崎町で生まれて、そして幼児のときにお世話になったり、あるいは子どもを育てながら使用したり、少し大きくなって学校へ行ったり、社会人になってさまざまな取り組みを、仕事をしたり、老後になっての生きがい対策やさまざまなことを進めていくに当たって、それぞれあるわけですから、一生涯通じて見れば、いろんな施設を利用させていただくということになるわけであって、そのために町が施設をつくるわけです。営利目的のための施設などというのは、ほとんどないわけでありまして、ここに今回出されておりますような内容の施設は大半が住民の福祉に関する、地方自治法の目的に沿った施設だというふうに思うんです。それを受益者負担の原則をとかいうのを持ち出して、特定の住民が使うから不公平だ、だから値上げをするんだというような、こんな考え方は全くおかしいですよ。どの施設も住民が生きていく上で、一生涯のいつかの部分に使うものであって、毎日全ての住民がその施設を全部の住民が一つ一つが使うものではないわけでありまして、福崎町の住民が福崎町で安心して暮らしていくために必要な施設をつくっておるわけでありまして、ここにこの受益者負担の原則を持ち出すというのは、私は全く間違っておるというふうに思うんです。基本的な考え方が、町長、おかしいんじゃないかというふうに思うんですがね。

町長 このたびの使用料に見直しに係る試算も行っております。小林議員は、値上がりしているしているとおっしゃっておりますが、下がっている施設もあるんでございます。今回提案させていただいておる中で、農林振興課、地域振興課、まちづくり課、社会教育課の施設があるわけなんですけれども、これの試算をいたしますと103.95%、約4%の値上げとなっております。

実は、今の福崎町のこの使用料、ちょっと話はややこしいんですが、3%値上げしたときには転嫁いたしました。5%のときに転嫁をしていない。8%のときには5%になったやつを割り戻しをして8%にしておりますので、実質、1,000円がもとにありましたら、1,060円になっているような料金がたくさんあります。その1,060円が8%の消費税を取っているといた状態になっております。それを今回は10%の使用料だということがはっきりとわかるようにさせていただいております。ですから、もとは1,000円だと。けれども、今回10%なんで1,100円にしましたよと。そういった形に今回は原則、原則ですよ、なっていないところもあります。させていただきました。今までは、106%、1060円が多かったんです。そういった使用料の分がたくさんあったと思います。ですから、実質押しなべてみますと、消費税の分を転嫁させていただいたと、結果的にはそういう格好になっておりまして、もとの使用料を上げたとか、上がったことにはなっていないんです。その辺もよく見ていただきたいと思います。

議長 質疑の途中ですけれども、休憩に入ります。
再開は10時50分といたします。

◇

休憩 午前10時33分

再開 午前10時48分

◇

議長 長 会議を再開いたします。
ほかに質疑はありませんか。

5番 消費税を理由に挙げられましたので、そこのところで住民の皆さん方の疑問を

聞いておりますので、お尋ねをしております。通常、民間の事業者はお客さんから消費税分をいただきます。納税のときには、その消費税の分を税務署に納入するわけですね。税務署にかわって預かっておると、そういう性格のものですから。では、福崎町は消費税分を今回、料金改定にくっつけたということですが、福崎町はその税務署に消費税分納入をしておるんですか。町民から消費税10%分預かって、その分を税務署に計算して渡しておるんですか。

総務課長 これは消費税法がございまして、本来は消費税を課税する、しないというところなんです、いわゆる経費、例えばこの使用料を算定するときにもろもろの消費税がかかっております。電気代とかそういうものに消費税がかかります。それを課すというようなときが、また消費税をかける、今回はかけておるわけなんです、そういったもとなる、いわゆる電気代とかそういう消費税は支払う、うちとこがいただく消費税と同じ額とするという、そういう法律の条文がございまして、結果的には税金は払う必要がないというふうになっております。

5番 そういうことですから、消費税分ということで町民からもらって、あるいは利用者からいただいて、その分、福崎町が取り込んでおるんところがどうかという話ですね。そういう考え方に今の答弁からいたしますと、そんな考え方を肯定することにもなるわけですが、そんな上に立ちますと、今回の引き上げはなおさら納得を得られにくいというふうに思うんですがね。どうですかね。

総務課長 まず、いろいろ町長のほうからも話がございました。しかしながら、施設を運営していく上では当然そこには施設維持管理費、当然、人件費等もございまして、それは全て住民さんの税金で賄っておるわけでございます。そういった中で、例えば文化センターとか野外センターなんかでしたら、当然、町外の方も多く使われますし、また、それによりまして負担といたしまししょうか、その運営費、利用する、されないにかかわらず、運営費は全て利用されない方も税金で賄わなければならないというのが理由になってきます。そこでやはり考え方を変えれば、使用料を安くすれば利用者にとってはいいかもしれませんが、その分、税金で補わなければならないので、逆に住民の負担は増えることになってくるのではないかなということも考えられます。当然、税金は上がらないわけですが、どこかにしわ寄せが来るかと思えます。例えば、人件費の削減や施設整備が遅れること、住民サービスの低下のおそれなどがございまして。そういった中で、やはり町外の方や同じ方が何回も施設を使われるというようなこともございまして、やはり応分の負担は当然必要になってくるのではないかなと思えます。

小林議員さんが福祉の目的でという話もされましたが、そういった福祉の目的があれば、そういった方は減免制度がございまして、減免制度の中で対応すればいいのではないかと考えております。

5番 おおよそ消費税の税法というのは非常に矛盾があつて、例えば、輸出する企業はその製品を輸出額に消費税が転嫁できないので、その製品をつくるに当たっての支払った消費税分を計算して国から還元してもらおうということになっております。そうしますと、トヨタ自動車を初めとして上位10社ぐらいで、もう1兆円を超える莫大な額の消費税の戻り分を受け取っているわけです。消費税が上がれば上がるほど、かえってくるものも大きい。納入する分はないという、そういうことになっておるわけです。地方自治体も同じようにしてもらえれば、工事やら、あるいは電気代やら、いろいろ消費税分をのせて払っております。その分と町民からいただくこうした使用料等の消費税分等、いただく部分等、計算をいたしますと、恐らく輸出企業と同じようにすれば、かなりの額の消費税の戻り収入というものがなきゃならんと思うんですね。そんな分で輸出をするような大企業とそ

の他では、非常に差がつけられておる。ここにも消費税の矛盾があるということは、一点言っておきたいと思います。

最初に言いましたように、特定の施設は特定の間が使うとおっしゃいますが、一生で見れば、どの施設も町民は基本的に使う、住民の生活に必要な施設だということでもありますから、その点についてはゆめゆめ受益者負担の原則というのは、このように強調されるべきではないというふうに思います。

それから、例えば、体育館等のことでは、値上げがされております。1時間使用料ということに、半日から1時間使用料に変えられたりしております。今、体育館のトレーニング室等、どのような階層の人たちが利用しておられますか。社会教育課長、お尋ねいたします。

社会教育課長 一番多いのは、60代以上の方が平日は多いですが、夜間でもございましたら、30代、40代の方も多く利用されております。それと、トレーニング室は1時間以内の利用者が多いので、そう大きな反発はないかと考えておりますが、やはり今までが少し料金が安過ぎたかと考えております。平成27年度から徐々に器具の更新も行っておりまして、今年度もスポーツ振興くじ助成金の採択を受けることができましたので、3台のマシンの更新を行います。これによりまして、ほぼ全てのマシンの更新ができますので、他市町の施設と比べましても高くない使用料の設定だと思っております。

5 番 高齢者の方が多いというふうにお聞きをいたしました。私も現場を時々見ながら、そんなふうにも思います。年金等の生活になって、そういう中でもこのようにみずから体力づくりに努力をして、そうして健康で長生きできるように頑張っておるわけでありまして。健康になると、当然言わなくてもわかるとおり、医療費とか介護に要する費用とか、そうした費用が減ってくるわけですね。その面では大きな役割を果たすというふうに思います。高齢になった方々、年金生活等の方々がより利用しやすく、そうして元気になっておってもらえれば、その分、どこかで大きな財政的なプラスにもなっておるということはお考えになりませんか。そんな考え方は、この全ての分野にわたってされたでしょうか。

町 長 まず、体育館の話が出ておりましたので、そこでお答えをさせていただきたいと思うんですけれども、トレーニング室、1人半日100円というのが今の福崎町のあり方でありまして。それによって高齢者の健康づくりができて、いろんな医療とか介護とかそういった費用も安くついているのではないかというお話だったと思うんですけれども、そういったこともあろうかと思っております。

けれども、私は今回、1時間110円といった形をお願い、提案をさせていただいているんですけれども、1時間110円だったらやめようかというような方も私は少ないのではないかなというふうに思います。今、世間一般ではジムとかいろんなものがありますけれども、もっともっと一般の民間の方が経営されているジムでは高うございます。また、近隣の市町の例も見てみますと、姫路市さんは1時間300円、神河町さんは200円、上郡町さんは1時間当たり300円といったぐあいで料金を設定されております。福崎町は、このたび半日100円から1時間当たり110円といった見直しをさせていただいておりますが、福崎町の器具の充実度から見ましても、料金の設定から見ましても、1時間110円は住民の皆様方にご理解いただける範疇ではなかろうかという思いで提案をさせていただいておりますので、ご理解をどうぞいただきたいというふうに思います。

5 番 町の施策は一つ一つは独立しておるようであっても、町政全体に影響し合っているということは念頭に置いて考えてほしいというふうに思います。そうしますと、住民が使い勝手が悪くなるような、そんなことは避けるべきだというふうに

思うんです。

それから、町長の所信表明にあります、必要に応じて減免制度等を設け、対応していこうと考えておるといこととありますが、必要に応じて減免制度をどのように設けていかれるのでしょうか。

副町長 現時点でもその使用料につきまして減免措置を設けております。それを基本的に継続していくということで、3割の冷暖房費ですね、これにつきましても、それも合わせた中で減免措置を継続していきたいというふうに考えております。

5番 いやいや、わざわざ町長の所信表明の中で、必要に応じて減免制度を設け、とこうなっておりますので、新しくこの値上げに伴って対応されるのかなと思ったんですが、これは継続というふうに理解をしなければならないということですね。

それから、この条例に係る部分として、1年間の収入増は幾らというふうに考えておられますか。

副町長 関連します施設を平成30年度の使用人数等の実績に基づきますと、増額が約56万円、率で約4%という金額でございます。冷暖房費につきましては、これと別にプラスになっておるといことになります。

5番 今、56万円とおっしゃったんですか。

副町長 はい、使用料としまして約56万円の増となる試算でございます。

5番 56万円という額の見方、評価についてはいろいろな見方がありますが、町政全体に係る中では、この値上げをしなければ福崎町がやっていけなくなるというものではない。冒頭に言われました持続可能な料金設定というその言葉がありました。56万円があってもなくても、福崎町のこれらの施設、全部持続できるんじゃないのでしょうか。どうですか。

町長 小林議員は持続可能などいうところを強調しておっしゃっておりますけれども、私はこの議案の88号資料の1ページの下線を引いておりますところの使用料等の適正化と負担の公平性、適正な受益者負担を求めさせていただきたいということを中心に私の思いとして提案をさせていただいております。

5番 私が持続可能という言葉を持ち出したんじゃないし、この資料の1ページの上から、説明文の2行目、町長が下線を引いておられる次、「また、持続可能な財政運営を確保していくために」というふうに町長のほうが書かれておるわけです。線は引いていないけど。ですから、お尋ねをしておるんです。持続可能な財政運営のために、総額56万円の値上げをするために、さまざまなこの改定をやったと、そういうことですか。私が持ち出したんじゃないしあなたのほうがここに書かれておるわけですよ、冒頭に。

町長 持続可能な財政運営、町政を運営するためには、私はこれは当たり前なことだと思っております。何もこの使用料、手数料だけのことではありません。全て町政を運営するためには、持続可能な財政運営に目配りをしながら進めていかなければならないといことは私は思っております。そういう意味で書いております。

議長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第89号、手数料の見直しに伴う関係条例の整備等に関する条例について、質疑はありませんか。

6番 第89号、手数料の関係でありますけれども、第88号議案の説明資料の1ページに手数料は非課税であるということが示されておまして、今回の手数料の改正についてはその概要で、資料の1ページのところで、①コンビニエンスストアなどの端末機で交付する課税証明、住民票の写し等々の手数料を設定するとい

うことで、窓口で受けている現行の料金体系とほぼ同じ200円というふうな金額が主に採用されて、同じ金額で窓口でもコンビニエンスストアでも各種の証明書などの交付を受けることができるということにするとということだと思えます。この議案については町がこのコンビニエンスストアなどの端末機で交付する仕組みに移っていくという、窓口は当然継続しますけれども、そういう交付の方式を採用していくということに議会としてのゴーサインを求めるという内容にもなると思えます。実施の時期については、いつごろを見込まれているのか。コンビニエンスストアの交付ですね、その経費についてはどの程度が見込まれるのか。そして、実際にそうしたコンビニエンスストアなどでの交付を利用される件数などはどの程度が見込まれるのか。この3点についてお答え願います。

住民生活課長 まず、いつからするのかということでございますけれども、この議案資料の1ページに条例の施行期日を書いております。令和2年2月1日からコンビニ交付を実施する予定としております。

それから経費の件でございますが、まずコンビニ交付導入経費として約3,000万円ほどかかります。それから運用経費としましてトータルで約500万円程度かかる予定となっております。年間500万円程度でございます。

それから、交付の通数ですけれども、この辺は実施してみないとわからないわけなんですけれども、近隣で実施されているところの実績を見ますと、おおむね窓口は今現在来られている方の2%から3%程度の分が発行されているということではございます。

6 番 先ほど窓口に来られている方の2%ないし3%の利用が見込まれるということだとお聞きしました。全体の年間の件数はどのようなものでしょうか。

住民生活課長 年間で戸籍、住民票関係を含めると約2万3,000件程度でございます。これの3%としますと、約1,000件程度ということにはなります。

6 番 2万3,000件、最大としたら、3%としたら、どうなるんですか。ちょっとぱっと出てえへんけど。

住民生活課長 修正させていただきます。3%としますと、690件程度ということでございます。

議 長 ほかにございませんか。

5 番 この条例に関する分でも収入増は年間幾らを見込んでおられますか。

副 町 長 平成30年度の実績と比較いたしますと、住民生活課、税務課含めまして200万円程度の増を見込んでおります。

5 番 それから、200円の手数料が300円というふうになっておるものはかなりあると思うのですが、上げ幅が非常に大きいというふう思うんですね。これは、他市町との話もされましたが、他市町との比較表は資料としては見受けませんが、どこかに出ておりますか。なければお示しいただきたいと思うのですが。

副 町 長 それでは他市町の手数料等の一覧につきまして後ほどお示しをさせていただきますが、ほとんどのところが300円が多くなっております。

5 番 資料が出てからということになります、ほとんどというのが県下なのか、全国なのかですね、その何%なのか。ほとんどというのは抽象的な言葉で、過半数ではあろうというふうには思いますが、その対象なりということでお示しをいただきたいと思えます。

副 町 長 兵庫県下の状況でございますが、例えば、住民票の交付手数料につきましては、300円が34市町ございます。250円が3市町、200円が現在4市町でございます。

5 番 何も高いところに合わせなくてもいいとは思いますが、この分でもプラス2

00万円ということでありますから、どうしてもこれにかかって値上げをしなきゃならんのかなと、それほどの額でもないのではないかというふうに思います。

それから、最近、私の近くの方から聞いた苦情であります。住民票をとり窓口へ行ったけれども、30分ないし40分待ったというわけですね。こういうふうな状況がある中での値上げというのはなおさら怒りといいますか、苦情といいますか、そういうものを呼ぶのではないかと思うのですが、こうしたことの改善方についてはどのように考えておられますか。

住民生活課長 30分、40分待ったということでございますけれども、窓口は3つ、ないしは多ければそのほかということでは対応はさせていただいておりますけれども、どうしても転入、転出とか死亡等の時間のかかる方が重なりますと、順番的にその後になってしまって、印鑑証明とか住民票だけなのに30分というようなところがあるということでは聞いておりますので、その分についてはできるだけそういった方について、窓口のほうで受付のほうも受付簿をつけていただくようにしておりますので、そういった方についてはほかの者でできるだけ対応するような形でもお願いをしておりますし、今回、それでコンビニ交付のほう、個人番号カードをつくっていただいて、コンビニ交付を利用していただければいつでもとっていただけるということではございます。

5 番 ここでコンビニ交付の話が多分答えとしてはしたいところだろうなというふうに想定はしておりますけど、基本はやっぱり役場の窓口事務だと思うんですね。そこでの対応がどうかということだと思います。

もちろん私もその苦情を聞いたときに、いや、福崎町は転入、転出とか、そういうふうなことがあった場合、さまざまな施策との関連があって、一つの窓口コーナーで全部やるようにしておるから、多分そんなものがあれば時間がかかっておるんだと思うという説明はもちろんしておきましたよ。しかし、こうした改善は、値上げがあろうがなかろうがですが、図られるべきだというふうに思います。

しかし、全体としてはちょっと、金額的に200円から300円というものが多いだけに、ちょっとどうかなというふうに思います。特にこの納税証明などは、かなりの人たちが利用することになると思いますが、自動車の検査とかその他の関係もありますので、税金を払った証明をもらうのになぜ金がかかるのかなと、役場が税金を取っておきながら、もらいましたという証明にまたお金を取るというのはいかがなものかというような声もあるんですが、これはもらわなければならないものですか。あるいは、もらうことができるというものなのか。法的にもいろんな根拠についてはどうなのでしょう。

税務課長 まず、最初に軽自動車税の証明の話がありましたけれども、軽自動車税、車検時の納税証明書は無料にしております。

それから、やはり先ほどの使用料と同じ、これも特定の人に対して証明をするというサービスですので、受益者負担の原則に基づいて手数料をいただいております。

5 番 こうした事務のところでもまた特定の人、特定の人と言われるのがもう何とも納得がいきません。住民なら一生福崎町に住んでほしい。若い人たちも福崎町で生活をして、ここで子どもを育て、そして老後も福崎町で安心して暮らせるようにというように、そういうまちづくりが目標でしょう、町長。そういうことであるなら、一つ一つの町の行政事務について、これは特定の人を利用するんだ、だから受益者負担だという考え方はおかしいと思うんですがね。改めて。もう一度考え直しはできませんかね。そういう基本理念についてお尋ねしとんですよ。

町長 住民の皆さんから利用料、それから使用料、手数料といろんなものをいただい

ております。これも安ければ安いほうがいいのかもしれませんが、それでもこの事務を行うに当たってもいろいろな面でやはり経費がかかっております。やはり応分の負担はしていただきたいというのが私の思いであります。

先ほど、住民さんに住んでほしいんだらうという話がありましたですけれども、総合計画にもありますように住みよいまちにしていきたい、住み続けたいまち、住んでよかったなどと言っていただけるまちにしていきたいというのが私の思いでもありますし、全町民様の思いでもあると思って町政を進めていっているところでございます。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第90号、福崎町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第91号、福崎町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第92号、福崎町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第93号、令和元年度福崎町一般会計補正予算(第4号)について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第94号、令和元年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第95号、令和元年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第96号、令和元年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第97号、令和元年度福崎町水道事業会計補正予算(第1号)について、質疑はありませんか。

5 番 債務負担行為について、この6, 100万円の根拠の説明をお願いいたします。
公営企業管理者 今回の業務委託に当たりまして、まず設計をする前段としまして、現在、2名の技能労務職と1名の嘱託職員の3名体制で施設の管理をしておるんですが、その総人件費というのが一つの目安でございまして、あとは積算によりまして年間2, 000万円程度の経費が必要であるという積算をして、その3年分として

6, 100万円を計上しておるものでございます。

- 5 番 1年間に2,000万円強ということですが、今言われました嘱託1名と技能労務職2名、これが基本になろうと思うんですが、これだけで2,000万円もの金額に現在上っておるんですか。水道会計における人件費の中で、この3名がそんな額を占めておるんですか。

公営企業管理者 当然、本俸だけではございませんで、職員共済費等も全て含んでおりますので、人件費としましては3名で約2,000万円になります。

- 5 番 もちろん人件費には共済費等、町の負担分があるということは承知をしておるわけですが、それにしてもなお、2,033万円になるんですかね、これは余りにも大き過ぎるのではないかというふうに思うんですよ。

公営企業管理者 この技能労務職につきましては、退職間近ということで、給料表としましては、かなり高いところまでは来ておりますので、一概に高いとおっしゃいますけれども、それに含めまして、あと専用の公用車が必要でございます。そういった経費も含めると年間で2,000万円強の委託料という積算になってまいります。

- 5 番 ですから、ここに6,100万円、3年間分として出されている以上、これに対する金額的な積算表がないと判断ができないわけです。仕様書的なものがあるんでしょうか。資料の2ページ分だけでは、これだけで判断せよと言われてもちょっと判断しかねます。

それと、今、水道民営化、あるいは広域化ということが、法改正もあり、可能になったというわけでありますが、福崎町は民営化には進まないということは表明しつつも、一つ一つの分野においてこのような民営化への方向をとっていくというのは基本的な町の姿勢に対しておかしいのではないかと思うんですが、いかがですか。

公営企業管理者 当然、今から入札を予定しておりますので積算はしておりますが、積算内容については公表できないということでございます。

それと、仕様書につきましては、業務委託の案をつくりまして、業務の内容について詳しく規定をしておりますので、そういうものはつくっております。

あと、今おっしゃいました水道法の改正によりまして、施設の所有権を町に置いたまま民間企業に水道の運営を任せる、いわゆるコンセッション方式、こういったものを実施するものではございません。今後もそういった方向性を目指すものでは全くなくて、以前、委員会で概要を説明しましたとおりでございますが、人材の確保ができないと。直営でやりたいんですが、どうしても人が配置できないという問題を抱えておまして、そういったことから施設の業務を一部委託するという方向でございます。

- 5 番 水道というのは、最も人間生活にとって基本をなすものであり、安心で安全で、そして安定し、安価でなきゃならんというそういう原則があると思います。そういうことのためにも福崎町の施設をしっかりと、町が施設の存在、施設の規模、内容等々把握をし、そしてその知識を福崎町の中に蓄積、継続していく必要性が欠かすことはできないというふうに思うんです。こういう部分を民間に委ねてしまうというふうな重要な政策変更について、もう来年度から予定をしておるので、先に入札をしなければならぬので、こうした債務負担行為だということ、もう時間がないんだということで、たったこの短い期間だけの審査に委ねるというのは、いかにも私は急ぎ過ぎだというふうに思うんです。議会軽視だというふうに思うんです。議会は決定責任を持っております。町がいかなる提案をされても、決まった以上は、決まったことに対しては議会、あるいは一人一人の議員が責任

をとらねばなりません。住民に対して。そういうことからいえば、議会にしっかりとした審査のできる、あるいは勉強のできる時間を与えるということも必要だと思うんです。いきなり12月議会に提案して、さあここで決めてくれというふうなやり方、このような重要な政策変更に係ることについてはもっと時間をとるべきではないかというふうに私は思いますが、いかがでしょうか。

公営企業管理者 小林議員おっしゃるように性急な提案にはなっております。これにつきましても、以前、副町長が委員会の場で答弁しましたけれども、この10月ごろに、例年、来年の人事配置の参考とするために各課で人事ヒアリングを実施しておりますが、その調書の作成のために今の2名の技能労務職、1名の嘱託職員にヒアリングを行いました。その中で少なくとも2名の方は退職されるということがわかりまして、昨年度も嘱託職員を募集したんですが、全く応募がなくて、受けてくれる方を探し回ったという経緯もございましたので、直営での職員確保が困難であるという結論に至ったわけでございます。これは、業者に施設運営を丸投げするというのではなくて、毎日、町職員と打ち合わせを行いまして、日々の点検を行いながら異常があれば町職員と連携をして施設を運営管理していくということでございますので、ご理解いただきたいと考えております。

5 番 水道事業に欠かすことのできない職務であるとすれば、これは町職員で対応すべきだというのが原則だというふうに思うんです。人がないというふうにおっしゃいますが、嘱託ではなしに正職員でということで募集をすれば、あるんじゃないでしょうか。身分保障、あるいは給与等々、条件が悪ければ誰も来ませんよ。ちゃんとした待遇でやっていくということになれば、人はあるんじゃないでしょうか。

公営企業管理者 もちろん正職員を配置していただければありがたいんですけども、やっぱり職員の総数の問題もございまして、それで、もしこれが実施できないということになりますと、今、水道の工務係が2名おります。それと管理係が1名、この3名の職員で365日ずっとローテーションをして当番をするということになりますので、職員の負担も非常に大きなものになるということから、これまで技能労務職、嘱託職員でその施設管理を行ってきただけのものでございまして、なかなか正職員の増加は難しいと考えております。

5 番 そこへいきますと、その他の部門でもどうかということにもなろうと思っておりますけれども、基本的な町行政のあり方、職員配置のあり方等は考えられてしかるべきだと思います。いずれにしても、過去からずっとこうした政策変更に係ること、あるいは重要なことがいきなり出されて、いや、もう時間がないんだ、急なんだというようなことで、議会にかけられることというのはよくあったことでありまして、そういうふうなやり方はいかがかということをおし添えておきます。

6 番 漏水調査については、現行、業者委託でやられていたのか。それは、漏水調査については業務内容の2番の中のところに含まれるのか、含まれないのか。まず、その点について。

公営企業管理者 漏水調査については専門業者に委託を年間通じて行っております。

6 番 それは変更はないということでしょうか。

公営企業管理者 はい、漏水調査には特定のスキルが要りますので、誰でもできるというものではございません。

6 番 漏水調査については現行を引き継ぐと、移行しても引き継ぐということと受けとめました。

仮に、これが契約ということになってすると、相手方が常駐する場所とかいうふうなものは予定されているのでしょうか。

公営企業管理者 まず、朝、役場のほうに出向いてもらって、打ち合わせをした後、各施設を点検してもらって、基地としては福田水源地、そこにテレメータがございまして、各施設の情報も集まっておりますので、そこで待機をしていただくということになります。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第98号、令和元年度福崎町工業用水道事業会計補正予算(第1号)について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第99号、令和元年度福崎町下水道事業会計補正予算(第1号)について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第100号、令和元年度福崎町工業団地造成事業会計補正予算(第1号)について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、意見書案第3号、災害ボランティア活動に対する支援制度の構築を求める意見書について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

以上をもって、本定例会に付議されました全ての報告、議案及び意見書案に対する質疑を終結いたします。

日程第3 討論・採決

議 長 日程第3は、討論・採決であります。

この際、お諮りいたします。

議案第74号、人権擁護委員の推薦について、議案第75号、人権擁護委員の推薦について及び意見書案第3号、災害ボランティア活動に対する支援制度の構築を求める意見書については、委員会付託を省略し、本会議においてただいまから即決したいと思っておりますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第74号、議案第75号、及び意見書案第3号については、本会議において即決することに決定いたしました。

それでは、討論・採決を行います。

議案第74号、人権擁護委員の推薦について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これから、採決を行います。

議案第74号、人権擁護委員の推薦について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第74号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。
次に、議案第75号、人権擁護委員の推薦について、討論を行います。
討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これから、採決を行います。
議案第75号、人権擁護委員の推薦について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第75号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。
次に、意見書案第3号、災害ボランティア活動に対する支援制度の構築を求める意見書について、討論を行います。
討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これから、採決を行います。
意見書案第3号、災害ボランティア活動に対する支援制度の構築を求める意見書について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、意見書案第3号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第4 委員会付託

議 長 日程第4は、委員会付託であります。
議案第76号から議案第100号までを、それぞれの委員会に付託いたします。
議案第76号はごみ処理計画検討特別委員会に、議案第77号から議案第79号までは民生まちづくり常任委員会に、議案第80号から議案第90号までは総務文教常任委員会に、議案第91号及び議案第92号は民生まちづくり常任委員会に、議案第93号は総務文教常任委員会に、議案第94号から議案第100号までは民生まちづくり常任委員会に、以上のとおり、付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、総務文教常任委員会は12件、民生まちづくり常任委員会は12件、ごみ処理計画検討特別委員会は1件、以上25件をそれぞれの委員会に付託いたしますので、よろしく願います。
以上で、本定例会2日目の日程は全て終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午前 1 1 時 4 4 分